

老人短期保護事業の

お知らせ

この事業は在宅にあって、お年寄りを日常的に介護している家族が疾病等の理由により、居宅における介護が困難となったときに、そのお年寄りを一時的に保護し、家族の介護負担軽減を図ることを目的としたものです。

対象者 町内に在住するお年寄りが六十五歳以上の要介護老人であり、家族の介護を受けている

①(社会的理由)疾病、出産、出張、転勤、事故、冠婚葬祭、災害、看護、または、学校等の公的行事への参加のため介護が長することができず、

②(私的理由)①以外の理由で対象者を介護できない場合。

保護の要件 対象者の介護者が次に掲げる理由により、その家族において対象者を介護できないため、一時的に保護する必要があると町長が認めた場合。

事業の実施 希望者は短期保護申請書を町長に提出し、保護を認めた場合、施設に保護を委託する。

保護期間は七日以内。(ただし、やむを得ない事情がある場合は、必要最少限の範囲内で延長することができず)

実施施設(特別養護老人ホーム) かんばらの里(新津市)、愛松園(村松町)

利用料金 県の定めにより町と申請者が負担する。

詳しいことは役場町民生活課福祉係へおたずねください。



精神保健福祉カード(証明書) 交付のお知らせ

所得税法および地方税法上の障害者控除並びに所得税法の利子非課税制度の適用されるものの範囲に、一定の障害を持つ者で、知事が発行する障害の状態に関する精神保健福祉カード(証明書)の交付を受けている精神障害者が増えることとなり

この精神保健福祉カードは、保健所長を経由して交付を申請することになりますので、詳細については新津保健所にお問い合わせください。

電話 〇二五〇—三二五二一 地域保健課 保健指導第二係

デイ・サービス事業を 利用しませんか？

デイ・サービスとは、在宅での体の不自由なお年寄りの方を、リフトバスで送迎し、定期的に施設で入浴・食事等のサービスを受けてもらい、孤独感の解消と家族介護者の身体的、精神的な苦勞の軽減を図るものです。

利用できる人 町内に在住するお年寄りが六十五歳以上で身体が不自由なため、日常生活に支障がある人。

サービスの内容 入浴、食事、健康チェック、家族介護教室、養護、日常動作訓練、生活指導など

特別養護老人ホーム「かんばら」役場一階ホール

サービス名	利用料	摘要
送迎	二四〇円	往復のリフトバス代
入浴	五六〇円	一回当たり
食事	二〇〇円	一食当たり

利用の申込み、問い合わせ方 小須戸町役場町民生活課福祉係(三三八三二一) 〇三六三七

高齢者総合相談センターをご利用ください

新潟県高齢者総合相談センター(新潟市東中通1-86 電話 025-223-4165)では、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや、心配ごとの相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。(相談は電話、来所、手紙可)

- ◎相談 一般よろず相談：月～土曜日、午前9時～午後5時(祝日は休み)
- ◎専門相談(予約制)：法律、医療、痴呆、年金、保険、税金、栄養、リハビリ、住居、健康・介護
- ◎テレフォンサービス(025-225-1616)もご利用ください。
- ◎所内に福祉機器、図書、ビデオ等の展示コーナーと、介護モデルルームを開設しています。

担当	月	火	水	木	金	土	日	備考
法律								月曜日は休
医療								月曜日は休
年金								月曜日は休
税金								月曜日は休
健康・介護								月曜日は休
栄養								月曜日は休
リハビリ								月曜日は休
住居								月曜日は休

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を次により行なっており、この期間中に異議のある方は申し出をしてください。

縦覧期間 三月九日(金)まで

縦覧場所 役場一階ホール

愛の一声運動

矢代田小学校五年 中野 恵久美



私は、愛の一声運動はともよいことだと思います。それはたったひとこと「おはよう」、「さようなら」と先生や友達にあいさつをしただけでもとても気持ちがいいし、心が通じ合えるよ。

小・中学校(児童・生徒) 就学援助申請は三月二十日(火)までに

経済的な理由により就学が困難な家庭の子供に、学用品など教育費を援助する制度があります。受給希望者は次により申請してください。

- ◇援助を受けられる人
 - ①生活保護を受けている人
 - ②生活保護を受けていないが同程度に生活が困難な人(以下「準要保護児童生徒」といいます。)
- ◇援助の対象
 - ①要保護児童生徒
 - 修学旅行費・医療費
 - 学用品費・学校給食費
 - 修学旅行費・校外活動費
 - 新入児童生徒学用品費
 - 体育実技用具費・医療費
 - ②準要保護児童生徒
 - 修学旅行費・校外活動費
 - 学用品費・学校給食費
 - 修学旅行費・校外活動費
 - 新入児童生徒学用品費
 - 体育実技用具費・医療費

①要保護児童生徒 修学旅行費・医療費

②準要保護児童生徒 学用品費・学校給食費

修学旅行費・校外活動費

新入児童生徒学用品費

体育実技用具費・医療費

(学年によって支給費目が異なります。)

◇申請手続

①要保護児童生徒 社会福祉事務所からの認定に

②準要保護児童生徒 保護者は三月二十日(火)までに教育委員会に申請書を提出して下さい。今まで受けていた人でも希望者は毎年申請しなければなりません。(申請用紙は教育委員会にあります)新一年生になる児童は担任の先生と相談の上、四月十日までに申請して下さい。

●なお、勤めている方は平成元年分の源泉徴収票(コピーでも可)も一緒に提出して下さい。

◇認定 援助の認定は申請書や他の資料を参考に決定されますが、家族の所得額などにより援助を受けられない場合があります。 ※詳細は教育委員会にお尋ね下さい。



小須戸町奨学金貸付

優秀な学生が経済的な理由により、就学が困難な者に対して学費を貸与し、人材の育成を図ることを目的とした、小須戸町奨学金貸付制度があります。

この制度は、大学生(短期大学、専門学校は除く)を対象にしたもので、希望される方は、次により申込みをしてください。

資格 一、小須戸町に一年以上居住している世帯の子弟。

申込みを要付日

二、人物、学力ともすぐれ、かつ健康であって学費の支弁が困難と認められる者

貸与月額 二万五千元

貸与期間 貸与決定の月から在学する学校の最長就学年限の卒業期まで

手続 二年度の貸付を希望される方は、奨学金貸付申請書を四月二十五日までに教育委員会へ提出してください。(申込用紙は教育委員会に準備してあります。)

資格者の決定 出願者の人物や健康状態、優秀性、学費支弁の困難な程度などについて、適格度の高い者から年二十名を限度として採用決定します。

その他 小須戸町奨学金以外の公、私設の奨学金との併給は禁止します。奨学金は無利子とします。

※詳細は教育委員会まで連絡ください。

求人情報

小須戸町関係の求人情報を紹介します。お問い合わせは、新津公共職業安定所紹介係(22-2233)へどうぞ

№	事業内容	所在地	求人職種	求人数	性別	年齢	賃金(円)	勤務時間
1	ミシン部品製造	小須戸	機械工	5	不問	20~45	105~109	8:00~17:00
2	自動車修理販売	新保	事務員	1	不問	18~35	100~200	8:30~17:30
3	ニット製品製造	小須戸	配送業務	1	男女	20~45	110~150	8:30~17:30
4	ニット製品製造	新保	管理兼運転手	2	不問	18~40	120~200	8:15~17:15
5	自動車修理販売	新保	自動車整備工	1	男	18~40	100~250	8:30~17:30
6	各種機械製造	矢代田	仕上組立工	3	男	18~45	130~168	8:00~17:00
7	ニット製品製造	新保	裁断・縫製リンキング	3	女	18~45	100~120	8:15~17:15
8	ニット製品製造	小須戸	縫製工	1	女	18~35	100~110	8:15~17:15
9	ニット製品製造	小須戸	リンキング工	1	女	18~35	100~110	8:15~17:15
10	容器包装資材製造	新保	一般事務員	2	女	18~25	110~135	8:30~17:00
11	電子部品製造	新保	事務員	1	女	20~40	95.2~120	8:15~17:00
12	容器包装資材製造	新保	デリバリー	2	女	20~40	パート 700	9:00~16:00